

平成29年7月14日付29春都政第206号

春日井市長付議

尾張都市計画防火地域及び準防火地域の変更につ  
いて

平成29年8月1日提出  
春日井市市長 伊藤 太

29 春都政第 206 号

平成29年 7 月 14 日

春日井市都市計画審議会

会長 磯 部 友 彦 様

春日井市長 伊 藤 太



尾張都市計画防火地域及び準防火地域の変更について（付議）

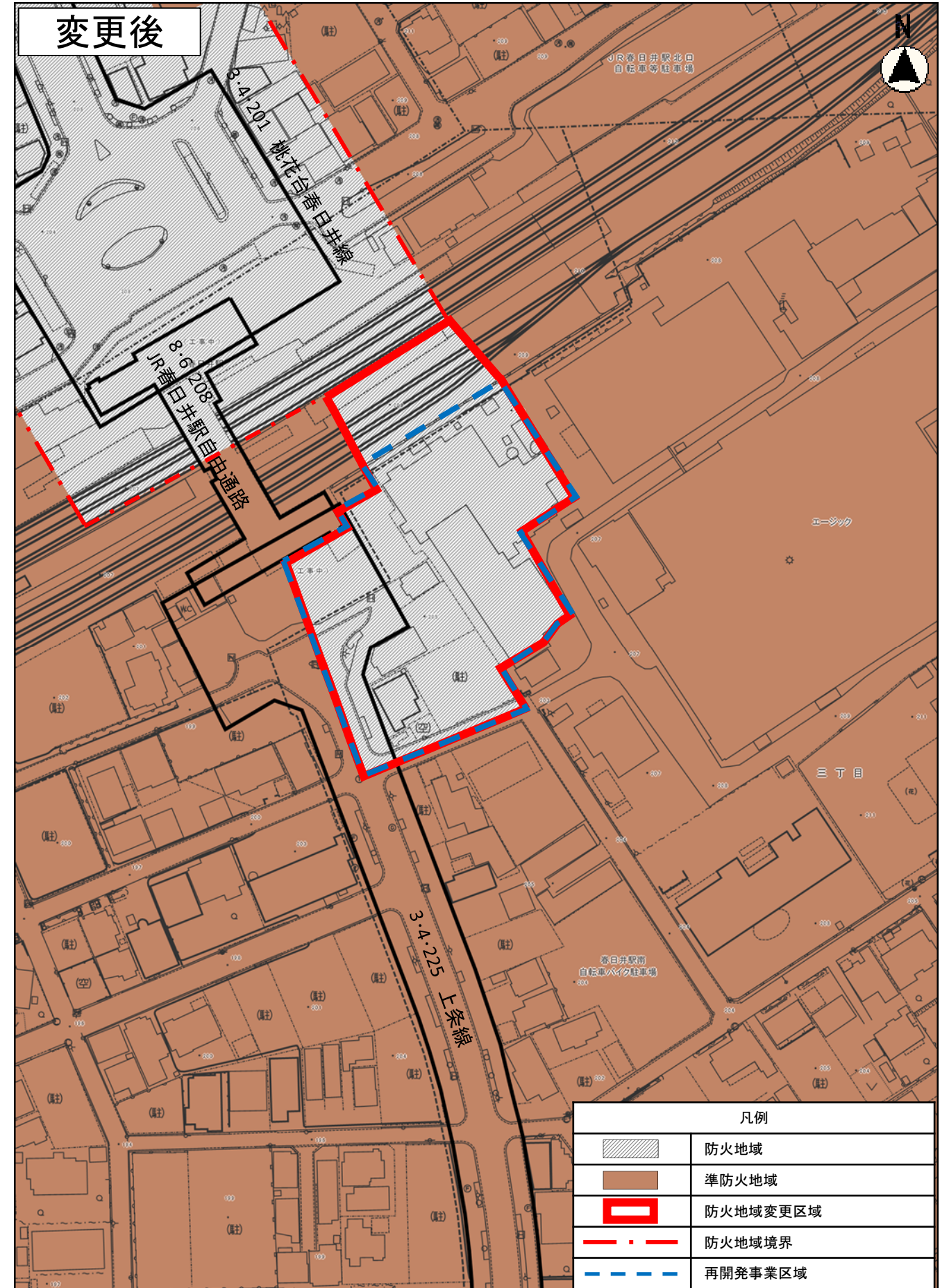
このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、春日井市都市計画審議会に付議します。

付議事項

春日井市決定「尾張都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」



# 新旧防火地域対照図 JR春日井駅南東地区



縮尺 1 : 1500



尾張都市計画防火地域及び準防火地域の変更（春日井市決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
防 火 地 域	約 38ha (37)	37.6 (36.9)
準 防 火 地 域	約 2,101ha (2,102)	2,101.4 (2,102.1)

「( )書きは変更前」

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

建築物の不燃化を促進することにより、都市防災に対処するとともに安全な市街地の形成を図るため、準防火地域を防火地域に変更するものである。